2. 本俸月額（掛金基礎額）について

本俸月額は、俸給表に定めるアの格付本俸のほかに、下記に揚げたイの俸給の一部という性格を有する俸給の調整額を加算した額をいいます。

【ア】俸給表に定める格付本俸

【イ】俸給の調整額

原則として次の①または②の名称及び支給趣旨が給与規程で明記されている手当が該当します。

①給与特別改善費

保育士、介護職員、指導員等の俸給を改善する趣旨で至急されるもの。

【ア】の格付本俸月額に組み込まれていることが多いですが、【ア】の格付本俸とは別に支給している場合には加算してください。

②特殊業務手当

職務の複雑、困難若しくは責任の度合い、又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属している他の職種に比較して著しく相違しているため、【ア】の格付本俸を調整する趣旨で支給される手当です。国家公務員給与法の「俸給の調整額」に相当します。各法人における給与は、それぞれ独自の給与規程に定めて支給していると思われますので、上記のような国家公務員給与と同じ取り扱いがなされているとは限りませんので、**本俸月額に含まれるかどうかの判断として、下記のいずれにも該当していることが必要です。**

☞ 定額、定率のいずれかであること。
☞ 月額により支給するものであること。
☞ 給与規程に支給条項が明記されていること。
☞ 支給の趣旨が、上記「給与特別改善費」または「特殊業務手当」の趣旨と合致し、これら以外の配慮が含まれないもの。

上記の条件を満たしていないものや**下記のような手当は俸給の調整額としての性格はなく、本俸月額には該当しません**のでご注意願います。

ア. 従事した回数等をもとに支給額が決められる**特殊業務手当**
イ. 管理、監督の地位にある職員に対して支給される**管理職手当**
ウ. 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される**調整手当**
エ. 取得した資格に対して支給される**資格手当**
オ. 全ての職員（職種）に支給される**職務手当**

（1）本俸の上限

本俸月額（掛金基礎額）は、450,000 円を上限とします。

（2）正規職員の場合

俸給表に定める格付本俸と特殊業務手当の合算した額となります。

（3）臨時職員、パート職員等の場合【日給及び時給の場合】

①正規職員（勤務日数・勤務時間）と同じ場合（勤務時間 1 日 8 時間週 40 時間）

★日給×21 日（週 5 日の場合）

（例1：日給の場合）日給が 7,000 円の場合

7,000 円（日給）×21 日＝147,000 円

（例 2：時給の場合）時給が 700 円の場合

700 円（時給）×8 時間（1 日の労働時間）×21 日＝117,600 円

②週当たりの勤務日数が決まっている場合

★日給×週当たりの勤務日数÷5×21 日

（例 1：日給の場合）日給が 7,000 円（交通費を除く）で週 4 日勤務の場合

7,000 円（日給）×4 日（週当たりの勤務日数）÷5×21 日＝117,600 円

（例 2：時給の場合）時給が 700 円で 1 日 7 時間週 4 日勤務の場合

700 円（時給）×7 時間（1 日の労働時間）×4 日（週当たりの勤務日数）÷5×21 日＝82,320 円

③月当たりの勤務日数が決まっている場合

★日給×月当りの勤務日数

（例 1：日給の場合）日給が 7,000 円（交通費を除く）の場合

7,000 円（日給）×16 日（月当たりの勤務日数）＝112,000 円

（例 2：時給の場合）時給が 700 円で 1 日 7 時間週 4 日勤務の場合

700 円（時給）×8 時間（1 日の労働時間）×16 日（月当たりの勤務日数）＝89,600 円

④曜日ごとに勤務時間や日給、時給額が決まっている場合

★（月曜日の日給＋火曜日の日給＋･･･略･･･＋日曜日の日給）÷5×21 日

（例 1）

《7,000 円（月曜日日給）＋700 円×8 時間（火曜日時給）＋7,000 円（木曜日日給）＋700 円×4 時間（土曜日時給の時短勤務）》÷5×21 日＝94,080 円

⑤隔週での出勤がある場合

★《毎週出勤する曜日の日給合計＋（隔週で出勤する曜日の日給÷2）》÷5×21 日

（例 1）

《7,000 円×5日（毎週出勤する月～金曜日の日給合計）＋4,000 円（隔週で出勤する土曜日の日給）÷2》÷5×21 日＝155,400 円

（4）年俸制の場合

賞与及び諸手当（下記記載）該当するものを除いて、12 ケ月で除した額を本俸月額（掛金基礎額）とします。

ア. 従事した回数等をもとに支給額が決められる特殊業務手当
イ. 管理、監督の地位にある職員に対して支給される管理職手当
ウ. 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される調整手当